

平成 26 年度小中一貫教育校の在り方検討会議(第 4 回)議事録

日 時 平成 27 年 1 月 22 日(木) 9:00~12:00
場 所 県立総合教育センター 南棟 1 B 研修室
出席構成員 井坂秀一、井村浩章、岩間章、遠藤仁一、柿木秀文、澤野誠、金子槇之輔
香山哲哉、田中和久、西野博之、益田麻衣子、溝呂木正、屋敷和佳、
吉野雅裕、米澤利明 (敬称略・五十音順) は座長、は副座長

司会(米持グループリーダー):ただいまから、小中一貫教育校の在り方検討会議第 4 回を開催いたします。お手元の次第に即して、進行させていただきます。

開会にあたり、神奈川県教育委員会を代表し、吉野支援部長より、ご挨拶を申し上げます。
吉野支援部長:皆さん、おはようございます。一昨日は大寒でございまして、これから 15 日間、立春 2 月 4 日まで 2 週間が 1 年間で最も寒い時期と言われておりますが、そんな大変寒い中、また年度末が近い大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ今日は第 4 回目、今年度最後の小中一貫校の在り方検討会議ということになります。今日は、前回の骨子を基にいたしまして、一次報告の案ができあがりまして、報告と共に皆様方にご協議をいただく予定になってございます。ぜひ忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会:続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、まず次第、裏側には構成員のお名前が記したものがございます。続きまして、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 一次報告(案)、本日ご議論いただく資料です。更に、公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(案)、文部科学省が今、手引きを作成するという事で、案として出ているもの、これは参考資料としてお付けしています。ファイルに綴じていただき、お使いいただければと思っております。

お手元の資料につきまして、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本検討会議の委員についてご連絡申し上げます。本日、県 P T A 協議会の足立原委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。本日の出席者は 15 名となります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の(2)、報告に入ります。ここからの進行につきましては、屋敷座長にお願いをいたします。

屋敷座長:おはようございます。冷たい雨の中お集まりいただきありがとうございます。12 月 12 日、中教審の総会で小中一貫教育の制度化について答申が求められたところでございます。それを踏まえながら、本検討会議では、神奈川県の小中一貫教育校の在り方を考えることが重要であろうと思っております。本日は一次報告を検討する最終の機会でございます。どうぞ、活発にご議論いただき、いい会議にしたいと思っておりますのでご協力お願いいたします。

それでは、報告事項につきまして、作業部会部会長であります遠藤委員からよろしくお願いいたします。

遠藤委員:皆さんおはようございます。子ども教育支援課遠藤でございます。よろしくお願いいたします

たします。私のほうからは、昨年 11 月 19 日に実施いたしました第 3 回小中一貫教育校の在り方検討会議の概要、また、その後、2 回開催いたしました作業部会の概要についてご報告させていただきます。

7 月の第 1 回には、小中一貫教育校をめぐる状況について、9 月の第 2 回には、神奈川県の小中一貫教育校の在り方について、活発なご意見をいただきました。11 月の第 3 回では、これまでいただいた意見を踏まえながら、神奈川県の小中一貫教育校の在り方を示すための骨子案についてご協議いただきました。

各市町村教育委員会が小中一貫教育校の導入にあたって、神奈川県としてめざす姿がわかりやすくなるよう、例えば、神奈川県義務教育をめぐる課題に対応するような書きぶりが必要である等の具体的な意見をいただきました。これらの意見を踏まえながら、12 月中に 2 回作業部会を開催いたしました。骨子案で示させていただいた言葉を文章に直していく、また文章にするにあたって根拠となるデータを収集するなどの作業を進めました。

そして、本日、皆様のお手元でございます「一次報告案」は、これまでのご意見を反映させたものでございますが、過不足等、本日の会議でご協議いただきたいと思います。

屋敷座長：それでは、協議に入りたいと思いますが、何かこれまでのことにつきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、この後の作業部会が取りまとめた一次報告案について協議してまいりたいと思います。遠藤委員、ご説明よろしくをお願いいたします。

遠藤委員：それでは、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方一次報告案の 1 ページをご覧ください。まず、「1 小中一貫教育に係る動向」ということで、国の動向について書いてございます。簡単に説明いたします。

昭和 46 年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」で、初めて、小学校と中学校の区切りを変えるなど先導的試行の提言がなされました。

その後、平成 11 年の中央教育審議会答申では、昭和 46 年の答申以降進められてきた研究開発学校制度を抜本的に見直し、新しい教育課程や学校段階間の接続のモデルとなり得るよう、重点的な研究課題を集中的に実践研究する大型の研究開発学校を設置することが提言された。ということで、これは骨子案と変わってございません。

また、平成 17 年の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、9 年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、社会情勢の中、求められる義務教育の姿について提言されています。

こうした一連の動きを経て、以下加えてございます。『平成 18 年には、教育基本法が改正され、第 5 条第 2 項には義務教育の目標が定められ、続く学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として、第 21 条に義務教育の目標規定が新設された。さらに、平成 20 年には新たな学習指導要領が告示され、小学校の学習指導要領に中学校の学習指導要領の全文が、中学校の学習指導要領に小学校の学習指導要領の全文が、参考として記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。』ここまでの一文が新たに加わってございます。

最近の動きとしては、『平成 23 年に、中央教育審議会に学校段階間の連携・接続に関する作業部会が設置され、平成 24 年には、同作業部会から「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」が出され、その中で、小中連携、一貫教育の定義が示された。

また、平成 26 年 7 月には、教育再生実行会議第 5 次提言において、「今後の学制等の在り方について」が出され、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進することが示された。

これを受け、同年 7 月に中央教育審議会に諮問がなされ、『その後、加えてございます。『同年 12 月に、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」として、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策に係る答申が公表された。』この一文を加えてございます。

屋敷座長：国の動向を整理した箇所になりますが、この部分につきまして何かお気づきの点等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、一次報告案についてはこのような形にさせていただきたいと思えます。

続けて、(2)神奈川県における小中一貫教育校の導入に向けて、遠藤委員よろしくお願いたします。

遠藤委員：それでは 2 ページをご覧ください。まず、神奈川県における小中一貫教育校の導入に向けて、ア 県内の義務教育をめぐる現状と課題、イ これまでの県内における小中一貫教育の取組と課題 についてご説明いたします。

まず、ア 県内の義務教育をめぐる現状と課題ということで、急速な社会の変化について、少子化の進行ということで書かせていただいております。

骨子案に加わった部分でございますが、『全国的に少子高齢化が進んでおり、神奈川県も例外ではない。』この部分の文章を加えてございます。『神奈川県全体の 5 歳～14 歳の子ども数について、2040 年には 2010 年と比較して約 30%減少することが推計されている。』これは骨子案の通りでございます。また、『2010 年の子ども数を 100%とした場合、減少が最大の市町村では、2040 年には 31%となり、50%に満たない市町村は県西部地域など 9 市町村にのぼる。』ということで、1 つなげてございます。

次に、少子化による教育への影響については、このあとの部分を加えてございます。『平成 12 年 4 月中央教育審議会における「少子化と教育について」という報告の中に次のように述べられている。子ども同士の切磋琢磨の機会が減少すること、保護者の子どもに対する過保護・過干渉を招きやすくなること、子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動、学校行事や部活動、地域における伝統行事等が成立しにくくなること、良い意味での競争心が希薄になること、これらの影響は、核家族化などの様々な要因が絡み合っており、本県でも同様の状況が見られる地域がある。』ここまでが加わった部分でございます。

『少子化の進行の中でも、充実した教育活動が行われ、児童・生徒や教職員にも活力を生み出すために学校規模の適正化を図ることが課題としてあげられる。』

次に、国際化や情報化の進展についてでございます。こちらについては、骨子案についていない文章が最初から入ってございます。『今日の社会は、交通手段、コンピュータの発達等に

より、人やモノ、情報が国境を越えて自由に動くようになり、あたかも国境のない社会となったと言われている。神奈川県は、1980年代より、「民際外交」の理念と政策をかかげ、80年代後半にはいち早く県内に居住、定住する外国籍住民との共生を重視する「内なる国際化」への対応を課題としてきた。今日では、文化的背景も社会的条件も多様な外国人および外国につながる人々が多くなっている。外国籍県民の増加、定住化が進む中で、神奈川県は、日本語指導が必要な児童・生徒の数が愛知県に続いて全国第2位となっている。また、こうした児童・生徒の母語は、他県と比べて多種多様であるという特徴がある。』ここまでが加えられた文章でございます。

そして、『情報化が急速に進み、今後、スマートフォン、タブレット型端末などによるインターネット利用はますます増加していくことが見込まれている。携帯電話やスマートフォンを2時間以上使う比率が、神奈川県の中学生は、全国を上回る数値となっている。また、1日当たり2時間以上テレビゲームをしている比率は、小・中学生ともに全国平均を上回っている。』というふうな状況です。

『国際化・情報化が進展する中では、広い視野を持ち、異文化の理解や異なる文化的背景をもつ人々と共に協調して生きていく態度などを育成することや、身近な自然と直接ふれあい、人と人とが関わる体験を積むことなどが課題としてあげられる。』

次、(イ)学力や学習意欲についてでございますが、この部分は、新たに加えた部分はありません。まずは全国学状の結果が5%以内に入っているということです。ただ、経年で比較したときに、小学校では、「知識」をみるA問題において、各年度で全国平均を下回り、年度を追うごとにその差が開いている傾向がみられます。さらに、基礎・基本である「漢字を書くこと」については小・中学校ともに、「公式を利用して答えを導き出すこと」については小学校において全国より5ポイント程度下回っています。

5ページにいきまして、学習意欲の状況につきましては、質問紙調査で「国語、算数(数学)の勉強は大切だと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した割合は、小学校から中学校にかけて、県内の比較ですが大きく低下しています。さらに、「家庭で学校の授業の復習に取り組む」児童・生徒は、全国平均よりも約10ポイント下回っています。

このような全国学力・学習状況調査の結果から、「基礎的・基本的な知識・技能の定着が不十分であること」、「中学校段階で、学習意欲(学習の意義の理解)が減少していること」が課題としてあげられます。

6ページにまいりまして、不登校やいじめなどについてということで、まずはいわゆる「中1ギャップ」の状況です。『県内の公立小・中学校の状況について1.3倍、不登校が2.1倍、暴力行為2.3倍ということで増えており、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる状況であり、その対応が急務となっている。』という言葉が骨子案からここに加わった言葉でございます。

それから「中1ギャップ」については、次のような指摘があるということで「生徒指導リーフレット」の記述をここに引用してございます。

ここでは、『「中1ギャップ」という言葉からは、小6から中1に至る過程に大きな「壁」や「ハードル」が存在し、それが問題を引き起こしているかのようなイメージを抱きがちであるが、多くの問題が顕在化するのには中学校段階からだとともに、実は小学校段階から問題が始まってい

る場合が少なくない。小学校が抱える問題は従来と比べものにならないほど増えてきており、その結果、小学校段階で予兆が見えていたり顕在化し始めていたりする問題であっても、対応できなかつたり解決できなかつたりという「積み残し」や「先送り」が増えている。一方、中学校でも、そうした小学校の状況を十分に把握しないまま、あたかも中1をスタートラインにできるかのような昔のイメージを脱し切れていない。』

小中一貫校の追い風になるような記述をここに入れてございます。

その後、新しく入れた言葉が、『小6から中1に至る過程だけではなく、小・中学校間及び校区内の小学校間で課題を共有し、同一歩調で対応を図ることの重要性を示唆している。』

次に、自尊感情の低下につきましては、『「自分によいところがあると思うか」という自尊感情に関する設問について、小・中学校ともに全国平均を下回っている。』

新しく入れたところは、『小学校高学年から中学校の時期は、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期である。反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊感情の低下などにより劣等感をもちやすくなる時期でもある。』

これらのことから、発達の段階を踏まえた自立性や社会性を育む教育を充実することを通して子どもの自尊感情を醸成することが課題としてあげられる。』という文章が加わりました。

次に地域や家庭の教育力についてです。これについては変わっておりません。教育に関する意識調査で、教職員・保護者・学校評議員・県民と並べさせていただきまして、「家庭ではしつけや教育が十分に行われているか」というところで、このような結果が出ているということです。

7 ページの後ろのほうに『核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、兄弟姉妹と切磋琢磨しあったり、祖父母の経験から学んだりする機会が著しく減少している。子育ても、保護者自身の経験の中にモデルを見いだすことが難しく、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれている。』

また、『家庭や学校以外に身近な自然や人との関わりの場が少なくなっていることから、異年齢の子どもや異世代の人との交流が減少し、実体験を通じた学びがしづらく、特に都市部では、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきていることから、家庭の教育力へのサポートが求められている』ということです。

次の(オ)については、前回のタイトル「教育資源の活用について」ということでした。ここでは、「学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用」ということでタイトルを一部変えてございます。

神奈川県には、全校生徒数 1,500 人近くが在籍する大規模校から、全校生徒数 6 名という小規模校まで、多様な規模の学校が存在しているということです。

学校の適正規模について、中央教育審議会作業部会において次のとおり指摘されている、ということで、適正規模について述べている内容を記載しています。「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する報告」(H21 中央教育審議会作業部会)ということで、学校の適正規模について、小学校では「クラス替えのできる規模」「運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模」、中学校では、「主要教科について各学年それぞれの担任教員を用意できる規模」「部活動やクラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模」と紹介されています。この部分に

関しましては、事務局から出ささせていただきました、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、また案でございますが、それと関わってくることもあるかと思えます。

また、小規模校における学校の課題ということで、以下のようなことが述べられているということです。『クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと、教員数が限られるため、習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難であること、授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくく、授業の組み立てが難しくなること。特に、中学校における課題として、教員数や生徒数が限られるため、部活動の種類が限られること、免許外担任が発生しやすくなることなど』があげられています。

9ページにまいりまして、児童・生徒の減少期を見据え、教育環境を整備し、各学校において充実した教育活動を展開していくために、適正な学校規模の中で教育を実践し、円滑な学校運営を行うことが重要であるということで、昨年度実施した「学校運営に関する実態調査」において、政令市を除く県域の小・中学校のうち、学級数の多い方から20校を「大規模校」、少ない方から20校を「小規模校」とし、教職員の勤務実態や学校運営費等の比較を試みました。その結果、中学校では、所持免許以外の教科の指導にあたる教員が、大規模校では、1校当たり0.47人、小規模校は0.95人ということで、小規模校が多くなっています。また、学校施設を維持管理するための運営費として各市町村は、子ども一人当たり、小学校の小規模校は大規模校の約3.56倍、中学校の小規模校は大規模校の約3.27倍の額を支出しているということです。

まずは案について、ご報告させていただきました。

屋敷座長：それでは、まずアの県内の義務教育をめぐる現状と課題につきましてご意見をいただきたいと思えます。

金子委員：分析の中に、地域社会の要因というのを入れたほうがいいかと思えます。スマートフォンの図4が入りますが、この原因が単なる国際化・情報化というような要因であるようには思えません。我が市の状況でいうと、地域社会が流動化している。どういうことかという、お年寄りの世界が一人になると、その家売って息子や娘のところに行く。空き地や空き家がたくさん出来る。そういう中で、それを三分割等して次の方たちがやって来るわけですが、けっこう入れ替わりが激しいかと。また、自治会の組織率というのが60%を切るような状況もございませう。そういう中で、何故自治会の加入率が低いのかという理由のひとつに、長期的に住まない、転勤等の関係でよそへ行く可能性がある方たちは自治会に入りにくいのではないかと。そういう状況により地域がまとまりにくい、親同士の関係が希薄である、というような状況が生まれ、子どもたちの交友関係も近所の友達と遊ぶことよりも、どちらかという、携帯電話等を通して関係を持つようになってくる。その要因・分析という辺りをどこまで入れていく必要があるのか。この資料では、例えば地域や家庭の教育力というところでそれに触れてもいいとも思えますし、このスマートフォンの図4のところでもそういう状況の分析を入れる必要はないかと思いました。

それから、(オ)の学校規模の縮小に伴う教育環境の充実と教育資源の効果的な活用についてのところですが、実は1月20日の神奈川新聞によると、小中学校の統廃合の検討ということで文科省が案を作ったと。これによると、1学年1学級以下となる小学校の単学級以下と中学

校の単学級以下で統廃合するかどうかの検討を求めたというふうな記事が載っているが、こういう新聞記事が載ったことで何か触れる必要があるのかと。ただ、文科省が出した基準というのが、神奈川県にとって適切であるかどうかということも考えて入れる必要があるのかと。まず、(オ)の最後のところに「教育水準の維持・向上を図るため、教育資源の有効な活用を検討することが求められる」と出ていますので、例えば図 13 でいくと、神奈川県内の割合が出ており、くりとして小学校では 11 学級以下が 12.7%と書いてあるが、神奈川県としては 11 学級以下になったら統廃合を検討する時期にきているというようなメッセージを打ち出していく事が必要なのではないかと思っています。

屋敷座長：ありがとうございました。金子委員から 2 点ご指摘いただきました。まず 1 点目について、作業部会で何か具体的な議論がありましたらご説明いただきたい。

遠藤委員：作業部会では特にこれについての意見はございませんでした。ただ、8 ページの「家庭や学校以外に身近な自然や人との関わりの場が少なくなっていることから、異年齢の子どもや異世代の人との交流が減少し、実体験を通した学びがしづらく、特に都市部では、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきていることから、家庭の教育力へのサポートが求められている」という一文をもう少し補強すべきかどうか、このままでいいかということが金子委員のご指摘の部分かと感じております。ご議論をお願いいたします。

2 つ目のこの表に関しましては、まず 11 学級以下で区切っていますが、例えばこれを 6 学級というふうに区切りをつけるか、ここへきて基準が出ましたので、文科のほうの資料 11 ページをご覧くださいと、小学校の場合、1～5 学級 複式学級が存在する規模ということで、これについては一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるというふうなことが述べられている。

6 学級 クラス替えができない規模につきましては、一般に教育上の課題はあるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があると述べておまして、6 学級、1～5 学級についての扱いも今後どうなるか見通して考えてくださいというふうなことで、文科省もいっています。中学校の場合も 1～2 学級、3 学級ということで、同じような記述になってございます。ですので、これは一律何学級からというふうなことで県として統廃合を進めるとか、そもそも検討もしていない部分もございますので、今の段階では意見を出すことは難しい。

屋敷座長：ありがとうございました。これについて何か意見ございますか。

金子委員：私は、こういう状況だと周知する、そして、ある程度の状況になったら議論をするという形の提言が必要なのではないかと思う。5 学級、6 学級、更にどうしようと、そこから考えるのではなく、もっと早い段階から将来の見通しを市民と一緒に考えていく視点を持つことが必要なのではないか。そういう意味で、文科省から出している学級数よりもっと多い学級数から議論をしていく必要があると思う。もし、私の立場で、我が市の統廃合となったときには、何でもっと早くからこういう可能性があるという議論を出してくれなかったのか、何で情報を流してくれなかったのかと恐らく言われるであろう。早い時期から、解決に時間がかかる

問題であると示していくことが必要ではないかと思う。

屋敷座長：これに関連して、皆様からご意見いただきたいと思います。情報化が進んで、子ども達が携帯電話やスマートフォンなどを使う時間が増えているということですが、以前、ゲームに熱中する子ども達が増えたということと重なり、その発展した形になるのかと思いますが、これをどこにどのように折り込むか、何かご意見がありましたらよろしく願います。

西野委員：今、座長、金子委員が言われたところでいうと、スマホにいくしかない子ども達は、遊び場がないというのが明らかで、元々子ども達が一世代で横で繋がる遊び環境、余暇があって、時間があつた。いま子ども達同士が集まって顔を合わせながらコミュニケーションを取り、人間関係を育む様な環境が激減しているのだと思います。私は、川崎市子ども夢パークという施設の所長を任されていますが、子ども達はゲームより面白いものに出会うと泥んこになって遊びますが、そういう場がないということがスマホにいくしかないということに繋がるのだと思う。

また、子どもの放課後が管理されているというか、学校の中に子どもを置いて見てもらった方が安全という流れの中で、子どもが自由にやってみたいことに挑戦できるような環境がなくなっている。安全のためと言いつつ、大人の都合で管理が進んでいることと、今の子ども達のストレスを溜めている状況と関係があると思います。どこまで何を書き込んでいいのかは、ちょっと気になっていました。

屋敷座長：ありがとうございました。金子委員の提案がございましたような形で、地域と社会の背景に関わる課題も表現して入れ込むというふうな方向で考えてはいかがかと思いますが、よろしければ座長に一任ということで、事務局、また必要に応じて金子委員等とも相談しながら述べたいと思いますが、そのような方向でよろしいでしょうか。

その他、皆様よろしいですか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に学校の規模でございますが、確かにご指摘のとおり、今後、学校小規模化が更に進むことになると対策が必要になってくるということでございます。まず図 13 について、11 学級以下というところを 6 学級以下も含めて、2 つに分けて図に表示するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次の統廃合の検討も今後必要になってくると思いますが、これをどういうふうに取り組むか。実は、都道府県教育委員会が統廃合の基準のようなものを出している県もいくつかございます。平成 17 年、市町合併の時期くらいに全国のいくつかの都道府県で、県知事が中心となって、統廃合を市町村に要請した県がございますが、ここは色々な議論があったところでございまして、金子委員のご指摘のように、県がどこまではっきりと方針を述べるというよりも、県としてはそういったことを市町村に考えていただきたいと、過去の事例を踏まえると、そうしたほうがいいのかとも思いますし、学校の統廃合は市町村教育委員会、議会の方の権限ということもありますので、ここにどういうふうな文言を入れるかについても検討させていただきたいと思います。そういったこともありますので、ここも座長預かりとさせていただいて、文言を入れるかどうかも含めて検討していただきたい。もし、文言を入れるということになりましたら、金子委員の発言を踏まえまして、適切に、慎重にもなろうかと思いますが、そのような形にさ

せていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

その他、何かございますか。それでは、義務教育をめぐる現状と課題についてはこのよう形でまとめさせていただきます。

続きまして、県内における小中連携教育の取組と課題に移りたいと思います。遠藤委員、よろしく願いいたします。

遠藤委員：これまでの県内の小中連携教育の取組と課題ということで、これまでも、平成 26 年度に県教育委員会が実施した現状調査の結果ではということで、小中連携教育に取り組んでいるということで、次の図 14 に示しています。

新たに入れたものは、これらの取組の成果として、次のことがあげられるということで、小・中学校の教職員が顔見知りになり、協力し合う気運が高まったこと、小・中学校間の情報交換により、問題行動の減少や問題行動の発生時に小学校からの情報を参考とした対応がなされるようになったこと、小・中学校で、支援を必要とする児童・生徒についての情報が支援シートや、小・中学校で同一のスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを活用するなどの取組により共有され、きめ細かい支援が継続できるようになってきたこと、小学校 6 年生の児童が、中学校の教員による授業や部活動を体験することにより、入学時の心理的不安が軽減され、安心して中学校へ進学できるようになったこと、このような点を挙げております。

また、課題としては、次のことがあげられるということで、児童・生徒の交流の機会が、小学校 6 年生の児童を対象とした中学校進学を直前に控えた行事的なものとなりがちであること、教職員による情報交換などが中心であるため、連続的な学びという視点で教育活動や指導に生かすところまでには至っていないこと、小・中学校間で評価に関するとらえ方の違いが依然存在しており、子どもや保護者が中学校に入って評価について戸惑う姿が見られること、小・中学校の教員が乗り入れ授業に取り組もうとする際、特に小学校の教員が中学校で授業を行うことを考えた場合、教員免許の問題により、実現が難しいということです。

今後は、義務教育 9 年間を通した英語教育の充実や科学的な思考力・判断力・表現力を育成するための学習活動等の充実など、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応が求められている。また、小学校高学年での専門的な指導の充実だけでなく、児童・生徒がつまずきやすい学習内容について、長期的な視点に立ったきめ細かな指導を展開するなど、学校間連携をさらに充実・推進していく必要がある。以上です。

屋敷座長：ありがとうございました。この箇所につきまして、何かご意見ございますか。

金子委員：図 14 ですが、問いにないものについてですが、情報交換の中身が何なのか。私はぜひ地域社会の分析を入れていただきたいと思っております。例えば、学校を歩いていて、外にどういう広場があり、子ども達の遊び場になりそうか、不審者が出そうか、そういうことも含めて、あるいは、色々な地域社会の実態等を分析した上で学校経営や、企画運営の組み立てということが大事なのではないかと考えているので、そういう中身の中に、地域社会の分析、社会の関わりみたいなものを入れていただけたらと思っております。

屋敷座長：ありがとうございました。この地域社会の分析について、ここの部分は特にこれまで

県教委で実施していただいた現況調査を含めて書かれている部分でございますが、金子委員のご指摘に関連して調査の結果から何か読み取れるところはございましたでしょうか。

遠藤委員：調査の内容について、地域に関わることは質問の中に入っていなかったと記憶しています。確認はできていませんが、小中連携の中で、地域というキーワードで書かれているものがあるかもしれませんが、今のところはこれということは申し上げられない状況でございます。

屋敷座長：地域社会の実態が恐らく小中連携、小中一貫教育を進める中で住民の方、保護者の方、先生方にもより地域に関心を持っていただくことによって、先ほど金子委員からご指摘いただいたような、遊び場がどこにどうあって、どのように変化してきたかというところにも視点が向けられて、そのあたりの地域の実態を把握できないのか、あるいは、地域教育というものが重要になってきている。そういうものが調査の中で指摘されている可能性はありますので、何らかの形で盛り込むことを考えてもいいのかと思います。更に、ここの箇所は調査を踏まえて色々書いている部分ではありますが、何かご意見ございましたらお願いいたします。

少なくとも全国の小中一貫教育の取組の中では、地域に関係を問うかという形で小中一貫が取り込まれていることはよくあります。例えば小中一貫教育をやっている学校でコミュニティ・スクールに関心があって、導入することを検討したいといくつかの先進事例で報告されているようなことでございますので、この辺りのことが得られるかどうかになります。

ここは、いずれにしても神奈川県調査を基に書いておりますので、それを踏まえて書き込めるところ取り込んでいきたいということではいかがでしょうか。金子委員からもこのようなご意見をいただいておりますのでそのような形で、ただ、今のような主旨は全体を通して盛り込むことができるように考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは次にまいりたいと思っております。全体につきましては、最後、時間がありましたらもう一度ご意見をいただきたいと思っております。

2 小中一貫教育校への対応でございます。これまでの調査結果を踏まえまして、神奈川県の義務教育の現状と課題への対応として、県内の学校は、全国的にもよく取り組んでいると評価できる小中連携教育の成果をさらに生かしていくためには、小中一貫教育の導入が有効であるとしている小中一貫教育校への対応について、遠藤委員からご説明いただきたいと思っております。

遠藤委員：それでは、11 ページをご覧ください。2 ページからあげてまいりました課題の項目ごとにどのような対応が考えられるのか、作業部会で整理したものといたします。この項目については、文部科学省の小中一貫教育に関する実態調査の結果を根拠に、一般的な意見ということでまとめました。各学校への効果については、16 ページからの「小中一貫教育校を導入した時の効果」のところで記載するというので、整理していくということだったと思っております。ということで、小中一貫教育校の対応をご覧ください。

1(2) で取り上げた「県内の義務教育における現状と課題」で見られた課題を解決するための対応として、『現在、全国各地で成果をあげている「小中一貫教育校」の導入が有効な方策であるとする。』

まず、『(ア)急速な社会の変化への対応ということで、少子化の進行への対応、国際化や情報化の進展への対応についてということで、少子化については、今後の少子化の進行を見据えた時、教育活動の活性化とともに、公教育としての質を保障するための方策として、同校種の

再編統合だけではなく、地域での異年齢集団が形成されにくくなっている状況を踏まえ、異校種の再編統合も視野に入れた小中一貫教育校の導入が効果的である。』

また、『国際化や情報化の進展への対応としては、様々な国や地域の人たち、多様な背景をもつ人たちと共に生きていくことがこれからの子どもたちには求められる。そうした生きていく力は、身近な自然とのふれあいや、様々な人、モノと直接関わり合う体験の中で培われるものである。こうした環境は、発達の段階に即し、意図的・計画的に創り出すことが必要であり、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成する小中一貫教育校において取り組みやすく、成果をあげることが期待できる。』

次に、『(イ)学力や学習意欲への対応については、平成26年度文部科学省小中一貫教育等に関する実態調査について、教職員が学習内容の系統性を理解し、その深化に伴って教科指導力が向上したこと、小学校における基礎的な知識・技能を確実に身に付けさせることの重要性に対する教職員の意識が高まったこと、また、小・中学校の教職員間の授業観や評価観の差が縮小したことなどが成果として上げられている。神奈川県では従来より「児童・生徒の学力向上のためには、教職員の授業力の向上が不可欠である」として各種施策を展開してきているが、小中一貫教育校を導入することで、教職員の授業力向上がさらに図られ、児童・生徒の学力・学習意欲がこれまで以上に向上することが期待できる』ということです。

『(ウ)不登校やいじめなどへの対応については、これも同じ実態調査では、教職員が、小・中学校それぞれの学校における特色や指導方法等教育活動の良さを認め合い、義務教育9年間を通して子どもたちを育てるという意識を共有することや協力して教育活動に取り組むことが増えたことが成果としてあげられている。教職員の意識の変革は、いわゆる「中1ギャップ」克服のために重要なことであり、小中一貫教育校の導入により推進しやすくなると考えられる。』

また、『同調査では、異年齢集団での活動の増加により、児童の中学校進学に対する不安が軽減したことや児童・生徒の学校生活への満足度が向上したことなどがあげられている。異年齢集団での活動を通して、子どもたちは自尊感情を醸成し、自己肯定感を高めるとともに、思いやりや助け合いの気持ちが育まれている。』

また、『9年間一貫した支援ができる組織作りを進め、学校全体が協働して子どもたちが必要としている支援を行うことにより、支援を必要とする子どもたちを含めた全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることが可能となり、いじめ・暴力行為、不登校等の減少や「中1ギャップ」の解消につながることを期待できる。』

また、『(エ)地域や家庭の教育力への対応ですが、全国の先行事例の中には、小中一貫教育とコミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例が見られる。これらの一体的な導入により、保護者や地域の方、教職員が、学校の教育目標や、学校・子どもが抱える課題やその解決策等を共有し、9年間を通して組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となっている。』

このように地域との協働体制が構築されることにより、地域の方がもつ経験や知識を生かすことができ、家庭の教育力へのサポートが可能となることを期待できる。』

『(オ)学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用についてということ

で、充実した教育活動が行われ、児童・生徒、教職員に活力が生まれるような教育環境を構築するために、地域の実情や学校の抱える課題などを十分考慮しつつ、適正な学校規模の検討を含め、人的・物的な教育資源の集中化を図っていくことが求められる。』

『小中一貫教育校の導入により、小・中学校が一体的な組織となることで、小・中学校の教職員それぞれの専門性や持ち味が校種を超えて効果的に活用されることが期待できる。』

また、13 ページ、『1(2)』で取り上げた小中連携教育の取組の成果を生かし、課題を解消するための方策としても「小中一貫教育校」の導入が求められるということで、大きな成果をあげてきた従来の小中連携の取組を生かし、質の高い深まりのある教育活動を日常的に展開することが重要である。そのためには、これまで培ってきた小・中学校の教職員相互の信頼関係のうえに、それぞれの校種の特色や指導方法のもつ良さを認め合い、子どもたちの「連続的な学び」という視点で教育課程を編成する必要がある。

日常的な教育実践と並行して「連続的な学び」という視点で授業研究会を合同で行うこと等を通して、教職員の教科指導力の向上が図られ、児童・生徒に確かな学力を育成することができる。さらに、目標に準拠した評価の趣旨が全教職員に徹底されることで、小・中学校間で評価観の差が縮まり、児童・生徒や保護者の戸惑いが解消される。

中学校の教職員の専門性を生かした授業が小学校で行われることは、児童の知的好奇心が満たされ、学習意欲の向上につながることを期待できる。また、小学校の教職員も、例えば中学校の部活動指導や生徒指導に関わったり、自分の専門領域をいかした授業を行うこと等により、小・中学校教職員一人ひとりのもつ良さを相互に発揮することが可能となる。

地域の方・保護者を含め、教職員一人ひとりが義務教育9年間を通して子どもたちを育てるという意識を持ちながら様々な教育活動を展開することにより、より効果的で質の高い教育の実現が図られる。このように、全国の先行事例に見られる成果やこれまで県内で取り組まれてきた小中連携教育の成果を生かし、小中一貫教育校を導入することにより、少子化の中にあっても児童・生徒の豊かな「学び」と「育ち」を確実に育むことができるものとする。』以上です。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、小中一貫教育校への対応についてご意見をいただきたいと思います。

金子委員：12 ページの地域や家庭の教育力への対応ということですが、例えば学校支援体制を整えることが可能となっている。つまり、地域や家庭から支援して欲しい。支援して欲しいというような文言だけでは、地域の協力は得られないのではないかと思います。私達教育に関わっているものは、まず、地域社会に学校は何が出来るとか、その辺りをきちんと先生方がこういう資料を持っていかないと、地域社会と学校との協力関係はうまくいかないのではないかと思います。特に、小中一貫というように、一つのまとまりというようなことになると、地域が寂れるとか、今まで地域と学校が関係していたことが無くなってしまふ。恐らくそういう理由で反対をすることがあるかと思ふ。今年の校長会で、「地域社会に対して何が出来るのかを考えていただきたい。その一つとして学校が地域の祭りに参加する、そういう視点があるのではないか」という話をさせていただきました。その中で、学校は地域に対して子どもが参加するようにやっていたら、当然子どもの背後にお父さん、お母さんがいて、またおじ

いさん、おばあさんがいたとすれば、地域がどんどん活性化していく、これは地域社会にとって大変有難いことなのではないか。やはり、学校がそういう姿勢でいれば、地域社会は学校に対してできることをし、お互いに力を合わせることができるのではないか。してもらふことばかりではなく。我々がそういう認識ではいけないのではないかと思います。

屋敷座長：ありがとうございました。地域、保護者にしてもらふことも大事だが、学校が地域に何ができるか、そういう視点が必要であるというようなご意見でございましたが、岩間委員、香山委員、何か具体的にこのようなご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

香山委員：私は、15 ページあたりのすがたの導入のところ、やはり、学校教育の最終的な目標は、地域貢献、社会貢献だと思いますが、人に役立つ、その為に尽くせる人間の育成と。そういうことを考えた時に、小学校段階、中学校段階においても、その段階において地域の方々に支えられているだけではなくて、地域に返せることが多々あると思っています。今、金子委員のほうからお祭り等に参加する話がありましたが、私は別の視点で、防災教育を考えております。以前もお話したかもしれませんが、小学生だと少し厳しいかもしれませんが、中学生は守られるべき存在であるが、いざとなった時に、地域の高齢な方たちを支えていく、また自分が救助に当たれる、そういう可能性をたくさん持っています。小さな単位では少しずつ動きを持っているが、私も校長として学校現場にそれを取り入れています、実際に地域を含めて子ども達が何か役に立てればということで、子ども達がいかに地域貢献できるかと考えた時に、やはり中学校だけではできない。その弟さん、妹さんがいる小学校、幼稚園、そしてその為には各地域の自治会、町会を掌握していかなければいけない。先ほどお話がありましたが、自治会も組織づくりが各会にまたいで、子ども会、総会の参加率も低いという社会状況もあります。そういうものを全部掌握した中で、今回の一貫教育となるとすれば、小中が同じような思いで教育活動を展開していけば、その部分のくくりは非常にわかりやすくなりますが、そこに地域振興課というか、地域を捉えられる区役所等の方々に整理をしていただく中で、非常に遠大な計画ですが、そういった意味では、非常に急がれる、いざとなった時に、大人の部分と高校生年代から先のいわゆる電車等によって、遠くの学校に行ったり、会社に勤めたり、お母さん達も勤めている方も多いので、そういう状況の中で、残された高齢者や年少者を中学生辺りが中心となって小学生を抱えて避難する、高齢者を背負うなどという、そういうことが将来作れていくのではないかと思います。そういうことで地域に恩返ししていく可能性がこの関係の中でより現実化される部分が出てくるかと思っています。ですから、私は最後のところで、防災教育の絡みの中で、何か 1 行、2 行入れていただくと一つの指針になるのではないかと考えています。

岩間委員：発達段階の差があると思いますので、小中一貫の中の中学だったらそういう貢献は可能だろうと思いますが、今すぐできることもたくさんあるのではないかと思います。先ほど金子委員がおっしゃっていたお祭りの件です。地域学習の中で、例えば学年単位で地域の学習をした中で、実際にお祭りに行ってみると本当に喜びます。

子どもの姿が見えないという声も今はあります。そういう心の「ありがとう」というか、発達の段階を考えながら、この辺りの部分は支援をいただくだけではなく、お互いに交流を含めてやっていけることがたくさんあるのではないかと思います。小中一貫になったときに、幅が

更に広がっていくのではないかと考えています。

屋敷座長：児童生徒を介した学校と地域の原形が深まって、色々学校が地域に貢献できるような、そういうことが小中一貫教育校になった場合に期待できるというふうな文言を取り入れさせていただくというご意見だと思いますが、そういった方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。その他何かございますか。

西野委員：例えば 11 ページの(ア)の国際化や情報化の進展への対応の 2 行目、「そうした生きていく力は、身近な自然とのふれあいや、様々な人、モノと直接関わり合う体験の中で培われるものである。こうした環境は、発達の段階に即し、意図的・計画的に創り出すことが必要であり、義務教育 9 年間を一貫した系統的な教育課程を編成する小中一貫教育校において取り組みやすく、成果をあげることが期待できる。」とありますが、何でこれが取り組みやすく成果をあげることが期待できるのかとピンとこなくて、従来の教育よりも小中一貫になると、生きていく力を育てていけるとあるが、それはどういうふうになり得るのか。この文言からは、具体的に意味しているところがピンとこない。

不登校、いじめの対応のところでも「異年齢集団での活動の増加により、児童・生徒の学校生活への満足度が向上する」とは何故なのか、「異年齢集団での活動を通して、子どもたちは自尊感情を醸成し、自己肯定感を高めるとともに、思いやりや助け合いの気持ちが育まれている」というのは小中一貫校になると、どうして自尊感情が醸成され、自己肯定感が高まるのか、いまひとつ響いてこない。これはどういうことなのか。

屋敷座長：ありがとうございます。これに対して、事務局のほうで説明いただけますか。

遠藤委員：(ア)の国際化や情報化の進展への対応ということで、確かに、直接ものについて触れていないところをご指摘のとおりです。ただ、異なる文化を持つ人への理解、携帯電話、スマホの対応等、9 年間を見通した中で、一貫した系統的な教育課程を編成するとありますが、9 年間を通した教育の機会を散りばめることで、成果が上げられるのではないかと趣旨でございます。具体には学校の中で、多文化に対する理解を段階的に進めていく、または、児童生徒指導的なこともあります。携帯電話の使い方をこうしていこうと系統的にできるのかというふうな意図で書いたところです。

また、(ウ)については 11 ページの最初にございますように、小中一貫教育校に対する実態調査ということで、この実態調査を踏まえて、こんないいことがあったところから抜き出しているということで、このようになりました。

屋敷座長：西野委員、今の回答で大丈夫でしょうか。

西野委員：ということは、あの調査がベースになっているということでしょうか。これが出る時にあの調査は添付されるのですか。つまり、これだけを読むのではなくて、調査が基になっているというあの調査結果も一緒に読まれるのか。

遠藤委員：この今の議論になっているのは、文部科学省の小中一貫教育校に関する実態調査でございますので、これについては公表されている調査内容でございます。非常に膨大な資料になってございますので、資料として抜き出して抜粋でということも可能かもしれません。この調査を読む人が、この数字をどこから引っばってきたのか分からないというご指摘だと思います。

西野委員：ここのところを読むと、あまりピンとこないですが、あの調査結果のデータを基にす

ると、こういうことが言えるということですよ。

遠藤委員：西野委員が言われている「あの」というのは、恐らく私達が今年の夏に行った調査のことをおっしゃっているのかと思いますが。文科省が小中一貫教育校を対象に行っている調査がありまして、そこから引っ張ってきているとご理解いただきたい。第3回のときに出した資料の中にあるということです。

屋敷座長：これは文科省の実態調査になりますが、ホームページ等にも出ていますし、また、詳しく説明するとなると膨大な実態調査でございますので、この会議ではやむを得ないかと思っておりますので、ホームページをご覧くださいということで対応したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

前半の部分もご指摘の部分ですが、義務教育9年間をやると、国際化、情報化の進展への対応がうまくできる、というところで、文言の部分で、西野委員のご指摘のように理解できるような形で工夫が必要かもしれません。これまで、小中がバラバラで対応してきたところが、小中一緒になって考えることによって、対応し易さが増すというところだろうと思っておりますので、この辺りは考えたいと思います。

その他何かございますか。それでは次にまいりたいと思います。

ここまで、神奈川県教育をめぐり課題、県内の小中連携教育でなしきれていないことを確認し、その対応として小中一貫教育校の導入の手立てとして有効なのではないか、ということ協賛してまいりました。

次からはいよいよ具体的な小中一貫教育校の在り方について検討に入ることになります。それでは、神奈川県小中一貫教育校、小中一貫教育校のとりえにつきまして遠藤委員お願いいたします。

遠藤委員：このとりえにつきましては、平成26年12月22日の中央教育審議会の答申で、小中一貫教育校が正当化された場合の要件が明記されました。その要件というのが、14ページの下の部分、「小中一貫教育学校の要件として、(1)9年間の教育目標の明確化、(2)当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施(年間指導計画の策定を含む)が示されてございます。文科の定義がこういうふうに出ましたので、これらの要件を踏まえて、このように少し変えさせていただきたいというご提案がございまして。

小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育。このように訂正したい。これは、文科省が言う、小中一貫教育学校の素案と変わらないように、何か不都合があると困りますので、合わせたほうがいいたろうということで変えさせていただきました。

これらの文言は、それぞれ次のような意味をもっているということで、「小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、」「小・中学校で一つの学校という一体感のもと、9年間をひとまとまりにとらえた同じ教育目標のもと、小・中学校におけるそれぞれの発達の段階に応じた「めざす子どもの姿」を小・中学校に関わる全ての人々が共有し、」

「義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、」「校種間の円滑な接続・連携の観点から重視されている学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、小学校1年生から中学校3年生まで連続的に成長する子どもの姿を見通しながら、各教科等ごとの9年間一貫した系統的な義

務教育 9 年間の教育課程を編成し、」

「それに基づき行う教育」「学校生活の中で指導に当たる教職員は、義務教育 9 年間の教育活動を理解し、教育実践に取り組むとともに、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの全ての児童・生徒は、それぞれの発達の段階に応じた系統的な指導を受けることができる教育」というふうに考えています。小中一貫教育の制度化のイメージはここに国のイメージを持ってきております。小中一貫教育学校、小中一貫型小・中学校、このいずれも神奈川の小中一貫教育校ととらえるということで、学校施設が一体となっているか、分離しているかといった形態や、校長が小・中学校で 1 名であるか、各校にいるかにはかかわらないというふうに考えています。屋敷座長：ありがとうございました。それではとらえにつきましてご意見をいただきたいと思えます。米澤委員、いかがですか。

米澤委員：文科省に基づいて整理されたということですので、これでいいと思います。

屋敷座長：ありがとうございました。その他ご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので、このとらえのところにつきましてはこのままということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、会議が始まって 1 時間半を超えておりますので、ここで休憩を取りたいと思えます。10 時半からの再開といたします。よろしくおねがいいたします。

遠藤委員：1 点よろしいでしょうか。先ほどの統廃合のことについて断片的にお話をいたしました。統廃合につきましては、各市町村にとって重要な事項でございます。県内の状況を加えさせていただきますと、既に横浜、相模原、横須賀、小田原、三浦、箱根、山北など自主的にというか、それぞれ先を見越して統廃合を行っている市町村が多数ございます。そういう県内の状況でございますので、県教育委員会といたしましては、ぜひとも小中学校の設置者である市町村教育委員会が地域の実状に応じてまずは進めていただく。また、県教委は教育行政を担う立場ですので、市町村の主体性を尊重しつつ、国とも連携しながら市町村を支援していくと、そういうふうな立場は変わっていかないと考えております。その部分を補足させていただきました。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。

(休憩)

屋敷座長：それでは再開いたします。

(2) のすがたについて、遠藤委員から説明をお願いいたします。

遠藤委員：神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがたといことで、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の理想的なすがたを記述してございます。これは、かながわ教育ビジョンに示されている教育目標を基に作成いたしました。

『9 年間の教育活動を通して異年齢を含めた多くの仲間たちと関わり、多様性を認め合う活動の中で、他者を尊重し、思いやる力を育てている。

9 年間一貫した系統的な教育課程のもと、発達の段階に応じた学習習慣の確立及び確かな学力の育成を通して、自立した一人の人間として社会をたくましく生き抜く力を育てている。

地域の方が学校支援ボランティア等として学校の教育活動の支援を行ったり、学校が地域の資源(環境・人材)を活用したり、地域の活動に協力したりなど、地域との様々な関わりをも

つ9年間の教育活動を通して社会の中で自己が成長していることを実感し、将来的に社会に貢献する力を育てている。

一人ひとりの子どもたちがかけがえのない存在として、仲間たちや周りの大人たちから認められるとともに、9年間の教育活動を通して個々の良さを発揮できる役割が与えられ、適切な支援のもとその役割を果たすことにより自己肯定感を育てている。

インクルーシブな視点での教育実践により、9年間のスパンの中で、個別の教育的ニーズのある児童・生徒を含めたすべての子どもたちが、地域における同年齢や異年齢の仲間たちとの学び合いや高め合いを通して、主体的に共生社会を創る力を育てている。』以上でございます。屋敷座長：ありがとうございました。ここでは、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の理想のすがたを記述しておりますが、これにつきまして、ご意見をお願いしたいと思います。

ポイントは、教育ビジョンに示されている教育目標とも合致するものを示したすがたであるということです。

よろしいでしょうか。神奈川県重点的に考えているようなことも盛り込まれているので、神奈川の特徴が出せているのではないかと思います。

それでは次にまいりましょう。(3)小中一貫教育校を導入したときの効果でございます。ご説明お願いいたします。

遠藤委員：資料の16ページをご覧ください。小中一貫教育校を導入したときの効果につきましても、県内の義務教育における課題としてあげた項目に対応するように整理をいたしました。できるだけ、学校レベルであげられると考えられる効果を記述いたしました。

本報告書でここまで整理した神奈川県がめざす「小中一貫教育校」を導入した際、次のような効果が得られると考えられます。

まず、『(ア)急速な社会の進展についてということで、少子化の進行への対応。少子化により学校規模が縮小すると、運動会や合唱発表会等の行事や部活動など一定規模の集団を前提とした教育活動の実施が難しくなるが、小中一貫教育校を導入することで集団の規模が確保され、教育活動が保障されることが考えられる。』

また、国際化や情報化の進展への対応。ここでは先ほど申し上げましたことを具体的に言っております。『多種多様な母語をもつ子どもたちが多く生活する神奈川県において、異年齢の人も含めた様々な人たちと関わる機会が増える小中一貫教育校の導入は、国際化に対応する力を育む機会となることが考えられる。』

また、『急速に進展する情報化の中、情報モラルを含む情報教育等についても、9年間の成長の段階に応じた指導を計画的・継続的に積み重ねることができ、より主体的に問題解決を図ろうとする態度を育成することができると考えられる。』

『(イ)学力や学習意欲について、児童・生徒への効果。中学校の教職員が小学校で授業を行うことにより、小学生はより専門性に根ざした授業を受けることが可能となり、知的好奇心が満たされ、学力や学習意欲の向上が期待できる。』

また、『校種による切れ目のない授業が計画できることから、中学生が小学校の学習範囲に戻って、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し学習する場面を設定しやすくなると考えられる。さらに、これまで以上に、多様な考えをもった仲間たちと交流し合う場面を設けることが

可能となり、自らが考え判断し表現する力を育む機会を増やすことができると考えられる。』

『発達の段階が考慮された一貫した学習規律や「聴き方」や「話し方」などの学び方を通して、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができ、自立した人間として社会をたくましく生きる力を育むことが期待できる。』

また、教職員への効果。『小・中学校それぞれの指導方法の良いところを、それぞれの教職員が学び合うことで、これまで以上に指導力の向上が図られると期待できる。』

『小学校の教員が中学校で学ぶ子どもの学習状況を把握することで、小学校段階で身に付けておくべき基礎的・基本的な事項に対する認識が高まり、具体的な指導のポイントが明確になることが考えられる。』

17 ページ、『小・中学校教職員が合同で行う授業研究等を日常的に実施することが可能となり、授業方法や評価方法等の実践研究が進み、より質の高い教育活動を実践することができると考えられる。』

『(ウ)不登校やいじめなどについて、いわゆる「中1ギャップ」の緩和。子どもたちの学校生活における充実感が高まるとともに、小学校の児童にとっては、日常的に中学校の生徒や教職員と共に学び共に生活することにより、中学校での生活に対する不安を感じるものが少なくなることが期待できる。』

『教職員が9年間の子どもの姿を日常的に見合うことにより、支援が必要な子どもたちへの対応や発達の段階に応じた指導の充実が期待できる。さらに、インクルーシブな視点での実践では、支援が必要な子どもたちだけでなく全ての子どもたちにとって過ごしやすい学校となり、多様な仲間たちとの学び合いを通して共に共生社会を創り出す力を育んでいくことが期待できる。』

『教職員は、小学校の児童指導においては、中学校の生徒指導で蓄積されたノウハウを用いることで、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応などが、また、中学校では、小学校での状況を十分に把握しながら、生徒指導にあたることができるようになるなど、組織として適切に取り組むことができるようになると考えられる。こうしたことから、いわゆる「中1ギャップ」が緩和され、いじめ・暴力行為や不登校の減少が期待できる。』

『自尊感情の醸成。異年齢集団との日常的な関わりを通して、多様性を認め合い、下級生は上級生へのあこがれ、上級生は下級生への思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重する心が育まれることが考えられる。また、9年間を通じた教育活動の中で一人ひとりが自分の役割を果たすことを通して、仲間たちや周りの大人たちからも認められ、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成されていくことが期待できる。』

『(I)地域や家庭の教育力について、小中一貫教育校の導入により、単位PTAの組織を小・中学校合同とするなど、今まで以上に広範囲の地域が一体となった取組とすることが期待される。』

『9年間のつながりの中で保護者同士の関係も広がり、例えば、中学生の保護者が小学生の保護者の相談に関わることでより広い視野からのアドバイスが可能となり、悩みの共有や解決が図られやすくなることが期待できる。』

『9年間を通して、地域から学ぶ学習場面、地域のために貢献する学習場面等が計画的に設

定でき、将来に渡り地域社会に貢献する態度を育むことができると考えられる。』

18 ページ、『(オ)学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について。中学校の教職員の教科の専門性を小学校の教科指導に生かすことが可能となる。また、小学校の教職員の中にはスポーツや文化に関する知識、技能に秀でている者もあり、それらを中学校の指導に生かすことも可能となる。』

『中学校では学校規模の縮小により専門教科の教員の確保が難しくなる場合があり、一定程度の規模の確保が、教育の質の保障につながると考えられる。』

『小・中学校が一体的な組織となり、教職員の人数が増えることにより、校務分掌が効率的に行われるようになり、より子どもたちと向き合う時間を確保することができるようになることが期待できる。』以上でございます。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、ご意見をお願いしたいと思います。

先ほど、西野委員からご指摘をいただきました 12 ページのところ、自尊感情に関しては、ここでふれているので、あわせて協議いただければということで、ここでは期待される効果として書いてあります。小中一貫教育への対応と対になっている部分であります。何かありましたらお願いいたします。

作業部会のほうでご検討いただいた効果を整理していただいたということですが、これは神奈川県においても、今後モデル校で色々この辺りを検証していただくということなので、あくまでこれはそういった意味では、机上のまとめということになるかもしれませんが、その一方で、これまで全国で色々な小中一貫校の成果をあげてきたところということです。

特にありませんでしょうか。それでは、また意見がございましたら後程伺うこととしまして、ひとまずここに書かれている表現で一次報告ということで進めさせていただきます。

続きまして、(4) 想定される課題及びその解決に向けて検討すべき方策というところがあります。ご説明お願いいたします。

遠藤委員：それでは資料の 19 ページをご覧ください。想定される課題については、児童・生徒にわって、地域・保護者に関わって、教職員に関わって、その他という観点から第 3 回の検討会議での議論をもとに整理しました。

小中一貫教育校の導入にあたっては、前項で述べた期待される効果の他に、想定される課題とその解決に向けた方策も検討する必要がある。

まず【児童・生徒に関わって】ということで、人間関係の固定化。『9 年間の一貫教育の中で、児童生徒の人間関係が固定化してしまうことによる悪影響があるのではないかとの懸念が存在する。多様な形態での異学年交流を増やすことで、多様な考えに触れる機会を増やし、より多くの教職員が児童生徒と関わり、多面的な評価を行う体制を整えるといった工夫など、先進地区の取組を参考にすることが考えられる。』

段落を 2 つに分けてございまして、1 つ目は課題、その下が方策ということで書いています。

小学校高学年におけるリーダー性の育成。『小学校 6 年生にとって、「最高学年」としての自覚と責任を育む機会が失われる懸念があると指摘される。学年の区切りを設置者が定めるときは、例えば学年の区切りにふさわしい教育課程の編成など、節目を利用することで、自らの成長の自覚と責任を促すことが可能であると考えられる。』

中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響。『中学校で問題行動が目立つ学校の場合、その影響が下級生にまで及び危惧が指摘される。児童・生徒の実情や学校・家庭・地域の状況により異なると考えられるが、異年齢交流の効果的な実施により上級生・下級生の関係が改善し、生徒指導上の問題が減などの効果をあげている学校が多数存在していることが明らかになっており、こうした取組を参考にすべきと考える。また、問題行動をおこしがちな生徒の低学年時を知っている教員が校内にいて、その指導が有効に働くことが考えられる。』

転出入への対応。『小中一貫教育校と通常の小・中学校との間で教育課程の編成に違いがある場合、転出入の際、児童・生徒に学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じる懸念がある。こうしたことは、現状でも起こることがあり、各学校では、転入した児童・生徒や保護者から状況を聴き取り、未習内容のフォローとして家庭学習の課題をきめ細かに出すことなどの対応が考えられる。』

20 ページ。施設分離型における日常的な交流の難しさ、移動の時間や安全の確保。『施設が離れている場合、時間的な制約が大きいことから日常的な交流の難しさが想定される。交流する曜日や期間を決めるなど、年間計画に位置づけて実施することが考えられる。また、児童・生徒が交流時に移動する際の安全の確保については、事前の下見で危険箇所を把握し人員を配置するなどの配慮が必要で、その際、PTA会員や地域の方の協力を得ながら実施することも考えられる。』

次に【地域の方・保護者に関わって】、地域の方・保護者への説明。『地域の方にとっては、小中一貫教育校の設置により地域コミュニティが分断してしまうのではないかと懸念が生じることが考えられる。計画段階より地域の代表者に参加していただくなど、理解と協力を得る取組が必要と考える。また、学校運営協議会を、中学校区を中心に構成し、学校運営にも積極的に参加していただくことで、「地域の学校」としての存在を示した上で、導入していくことも考えられる。日頃より、地域の方にも行事や授業などの学校活動を積極的に公開し、「地域とともに子どもを育てる」という理念を発信し、施設分離校における校舎移動時の交通安全の問題等、課題と考えられていたことについても、地域の協力を得ることで安全性を確保し、現在の校舎・施設を有効活用するという利点がいかにされるようになると考えられる。』

次に【教職員に関わって】教職員の負担感。『教職員自身の小・中学校での経験や教職生活の中で慣れ親しんだシステムから変わることや新しいシステムに対応することへの負担感が想定される。小中合同での教育活動の導入を契機として、長年行われてきた会議について精選や効率化を行ったりするなど、計画的・効率的な校務の実施の推進により、その解消が期待できる。また、教材の共有化や授業の効率化のためのICT利活用環境の整備、校内支援システムの導入なども考えられる。さらに、小中一貫教育校の取組の成果や効果を教職員が実感するための成果指標を設定するなど、可視化の取組や工夫も必要であると考えられる。』

打合せ時間の確保。『小中の教職員の共通理解を図るための会議や研修会等の設定が必要である。この場合、ICTの利活用、会議の精選、教材・教具・指導案等の共有化などの取組により効率的な学校運営を行い、時間を確保していくことが考えられる。』

管理職の配置。『学校教育法により、校長その他の管理職は、小学校と中学校それぞれに配置されることとなっており、一貫した教育活動を展開するうえで重要な事務にかかる意思決定

について、校長間の意思疎通が常に必要になるなどの課題が生じる場合がある。こうしたことから、各市町村には、実態に応じた学校間の意思決定の調整システムの整備が求められており、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任しておくなどの方策が考えられる。』

教員免許について。『平成 26 年 12 月中央教育審議会答申によれば、小中一貫教育校の教員について、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則とすることが適当であるとされている一方、神奈川県においては、小中両免許を併有している教員数は、全国より少ないという状況がある。兼務発令の活用などとともに、異校種の教員免許状を取得しやすくすることや、他校種における指導範囲の拡大等の制度改正が求められる。』

教職員研修について。『小中一貫教育校は、小学校・中学校の 9 年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、配置される教員は、9 年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。教育委員会や学校は、小・中相互の良さを学び合い、他校種における指導技術を向上させるなどの教員研修を充実させる必要があると考えられる。』

【その他】小中を合わせた日課表の作成。『小学校は 45 分授業、中学校は 50 分授業が標準であり、乗り入れ授業を実施するために時間割の編成を工夫する必要がある。小・中それぞれの子どもたちや学校・地域の実態に応じた時間割の編成を行うために、全国の先進事例を参考にすることが考えられる。』以上でございます。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、想定される課題及び解決に向けて検討すべき方策につきまして、ご意見をお願いいたします。

金子委員：文言についてですが、20 ページの教職員に関わってということで、教職員の負担感という言葉がありますが、これはあまり使わないほうがいいのではないかと。先生方のモチベーションが下がってしまうような文言かと思えます。むしろ課題等、その他考えていただけたらと思えます。

その後の行で、慣れ親しんだシステムから変わることや新しいシステムに対応することが求められているというふうにしたほうがいいと思えます。

屋敷座長：ありがとうございます。ここのところはいかがでしょうか。他の委員さんからもこの箇所でご意見ありましたらお願いいたします。

澤野委員：同じく教職員の負担感の終わりから 2 行目「成果指標を設定するなど、可視化の取組」と書いてありますが、具体的な指標はお考えでしょうか。例えば、いじめがなくなったとか、不登校が減ったとかそういうようなことを指しているのでしょうか。

遠藤委員：今のところは、それぞれモデル校を検討していきますが、その学校で成果指標はどんなことが考えられるかをご議論いただいて、その学校にあったものを作っていただければと考えています。これもあくまでも一つの例として考えるということですので、モデル校において検討していただきたい内容になっています。

屋敷座長：全国の小中一貫校の先進事例を見てみますと、小中一貫の導入に合わせて、成果指標が設定されていて、想定されているところでは非常に先生方も自信を持っているということで、非常に重要な指摘だと思います。これは小中一貫の導入の目的、そういったねらいと表現を入れるかどうか、検討が必要かもしれません。

教職員に関わってくる部分なので、香山委員、岩間委員何かございますか。

香山委員：21 ページの管理職の配置のところにあります「意思決定の調整システム」この辺も何か具体的なイメージがあればお伺いしたい。

また、教職員の負担感という言葉は、確かに私もこういう理念を推進に向けて定義していく報告書ですので、文言についてはもう少しプラスのイメージがいいと思います。現場はとにかく今いっぱいいっぱいなので、ここの方策の中にももう少し現場の教員がそうだと思うような、例えば、小中一貫教育によって豊かな学びをこれから創造していくでしょうから、その為に我々の仕事をもっと精査できるような部分を教育課程も含めながら、それこそ、現場の教職員達目の見える、憧れの部分が精査されたので、そこに時間的な余裕ができて、新たな豊かな学びを検討していけるのだということ、もう少し文言を変えたり、新たな文言を加筆していただくと有難いと思います。推進するためのものですから、言葉が並んできていますが、本当にできるかと、現場の教職員はこれ以上何をやったらいいのかと正直あると思うので、少しその辺のところを配慮いただけたら有難いと思います。色々な部分の精選と時間的な保障をもっと少し可視化していただくと有難いと思っております。

屋敷座長：そのところにつきましては、精選というお話の中で、負担感と書いてあるところの「小中合同での教育活動の導入を契機として、長年行われてきた会議について精選や効率化を行ったりするなど」と書いてありますが、これ以上何か盛り込む必要がありますか。もし、何かいい表現がありましたらお願いしたいのですが。

香山委員：現場では精選ができないので困っている。既に精選が強いられていて、子ども達に寄添っている時間がその分減らされて、授業が終わり、帰りの学活が終わると、教員はすぐに会議に走る。そういう部分が大事だということも、やはり反対側では問われているわけで、そういうものを育てていくために9年間の教育課程があると思うので、単純に会議の精選でいいかと言われてしまうと、もうたくさんだという感じになってしまう。もっと新しいアイデアとか創意のある具体的に可視化できるものをこういう検討会議で言葉にしていかなければいけないのではないかと思います。

屋敷座長：ありがとうございます。表現、文言については考えさせてください。

この部分は、モデル校で色々実践されるところもある気がしていますので、最終報告のところ、どのように更に加えるかということかもしれません。

岩間委員：これをそのまま渡すわけではないと思いますので、丁寧に説明をしていただくと有難い。例えば今、小学校ではこれから英語とか、問題行動のほうも、伝えきれないけど私学へ行ってしまうということもあったり、そういうのを防ぐためには、いい部分もたくさんあると思います。小学校でやってきた英語が途切れて、中学校へいってしまう。すごく無駄なところもあるので、途切れないという辺りのお話をぜひ、色々な場面でお伺いしたいと思います。

時間割りはやはり難しいと思います。実際にやっているところはやっていますが、ぜひ、見たいなという気がしています。

屋敷座長：ありがとうございます。今の委員さんの発言に対しまして、金子委員、何かありましたらお願いいたします。

金子委員：行政の場において、私どもの教育委員会の中で、市の職員、先生方に指導主事がいるわ

けですが、それを見ていて感じることは、先生方は会議が多すぎる。行政の場合には、会議で決めることはこれ。そうでないものは自分で判断、または、上司の指示に従う。その辺りが、明確になっている。ところが学校は、共通理解の名のもとに、ありとあらゆることを会議する。皆で話し合っ決めていかなければいけないことは何なのかと、学校現場は整理する必要があると感じております。

負担感学校現場では実際にはあると思っておりますが、表現としては賛成しない。先生方は、これから時代の変化に対応していかなければいけないので、主体的に改良していく為には、こういう表現はよくないのではないかと思います。

屋敷座長：ありがとうございました。よく聞く話は、行政のほうからやれと言われて先生方がやらされ感をもって、仕方なくやっていく。これが一番大変で、小中一貫を進める上でも問題になっている。先生方が、これは自分達の課題であって、児童・生徒を育てていくためには必要なのだと思ってくださるようになっていかなければいけないと思っておりますので、その中で必要な時間を確保し、不要なものは精選していただくということが必要なのだらうと思っております。その点においてもモデル校については、その辺を含めての検討も期待したいと思います。

ここの負担感の文言につきましては、私どものほうで、先程の意見も踏まえまして、例えば負担感が想定されることを、金子委員のご指摘のように対応することが求められるとか、また、精査の部分もどのように盛り込めるかどうか検討したいと思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他、ここに関する事で何かございましたらお願いします。

米澤委員：課題も大変多く、それに対する対応策が弱い気がします。教員免許において、神奈川県においては、小中の免許を両方持っている方は全国よりかなり少ない。特に中学校の場合には全体の12.2%以内。これに対する対応策として、異校種の教員免許を取得しやすくすると書いてありますが、これはどういったことを想定しているのか。それぞれ今、小・中学校で免許を持ってやっている先生が、現職のままでもう一度取ろうとしているのか、その辺をお聞きしたい。小学校、中学校両方の免許を持っている方を優先的に採用するというような形でいけば、それは増えてくるわけですが、本当に増やそうとした時に、どういう対策を取っていくのかということが見えない気がしますが、これについてはいかがでしょうか。

屋敷座長：作業部会のほうではいかがでしょうか。

遠藤委員：異校種の教員免許を取得しやすくということは、大学の国への要望をしている部分が多いかと思っております。大学でそういうのを取得しやすくする。また、現職が現職にしながら他校種が取れるようなシステムを考えて書いたつもりでいます。確かに伝わりにくい部分があるかもしれません。

屋敷座長：これについては、今後も文科省のほうでも更に検討を進めるであらうと思っております。中教審の作業部会では、教員養成に関わる部会と合同で検討したということもありますが、大きな変更に関わる意見はなかったということでございますので、今後、教員配置をどのように定数として考えるのか、今後、文科省、あるいは都道府県教育委員会の中でご検討していただく必要があるだらうと思っております。

これは、国のほうの動きも見てから更に、最終報告のほうで書き込む必要が出てくるのでは

ないかと思いますが、作業部会の方の意見もお聞きしながら、更に表現も変えて、より突っ込んで書けるかどうかについて検討させていただきたいと思いますが、その辺はご一任いただけますでしょうか。ありがとうございます。その他ございますか。

吉野委員：19 ページの一番下の転出入への対応の2行目、「転出入の際、児童・生徒に学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じる懸念がある」とあります。次のところに「こうしたことは、現状でも起こることがあり」と続き、下から2行目の「未学習のフォローとして家庭学習の課題をきめ細かに出すこと」につながっています。もちろん、家庭に学習をお願いしていくことも大切なのですが、これだと家庭だけをお願いしているように受け取られかねません。それよりも家庭と学校が連携を密に取りながら、子ども達一人ひとりの実状に応じて、きめ細かくフォローしていくというような表現でいかがでしょうか。

屋敷座長：家庭と連携してきめ細かく対応するというふうな方向でここは表現を改めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

その他、課題及び方策のご意見はよろしいですか。

遠藤委員：先ほど、香山委員のほうから調整システムの整備の具体性というようなことで、説明が少々抜けてしまったのですが、14 ページの中央教育審議会答申での要件のほうに、「また、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備も要件とされている」と述べられています。対策になるかどうかということで、21 ページに、学校間の総合調整を担う校長を定めるといったことで、必要な権限を教育委員会から委任しておくなどの方策が考えられるということで、一案というか、主校長はこちらですみたいなことを書かせていただいているところでございます。

屋敷座長：全国的にも統括校長という名称で、あるいは学園長ということで、学校全体として意思決定をしなければいけないときの呼び方について、教育委員会のほうで考えていただいているということでございます。この言葉を表した文面になっているということです。

それでは、課題及び方策についてご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、いくつかご指摘いただきましたところの修正をしまして、最終報告とさせていただきますと思います。

4 小中一貫教育校のモデル校導入に向けて、(1)モデル校選定の考え方につきまして、遠藤委員のほうからご説明お願いいたします。

遠藤委員：資料の22 ページをご覧ください。ここにも記述いたしましたが、モデル校につきましては、本報告書で示した「神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがた」の実現に向けて、知見を収集し、その取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことを求めているといたしました。

また、県内の多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる地域を選定することがのぞましいといたしました。

『前章までの内容を踏まえ、県内で小中一貫教育校のモデル校による実践研究を進めていくことがのぞましい。モデル校には、神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫をこらすことで、その知見を収集し、取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことが求められる。また、モデル校として取

り組むにあたっては、期待する成果や、解決を図りたい課題点などの重点を明確にすることが必要である。なお、神奈川県が多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる複数の地域を選定していくことがのぞましい。』

屋敷座長：ありがとうございました。このようなことでございますが、モデル校導入に向けての選定の考え方についてご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

米澤委員：地域の特徴であるとか、状況であるとか、これを鑑みてということで、地域に委ねるという感じはよく分かりますが、この問題というのは、一学校であったり、一地域であったり、一市の問題ではなく、県全体の問題だと思います。

もう一つは、現在はこのような状況だが、将来を見通したときにどうなるかという観点も必要だと思います。その2点が抑えられていて、モデル校の選定ということで示されていないのではないかと。県がどこまで介入するかは難しい問題だと思いますが、きちっとした問題提起、検討する要件を出したほうがいいのではないかと思います。

屋敷座長：この点について、作業部会で議論などはあったのでしょうか。

遠藤委員：選定の考え方については、内容的なことよりも知見の収集ですとか、課題の整理・検証ということで話し合いをしました。ですので、検討する内容の項目についてはまだ話し合いができていません。もし、こういう点、こういう点ということで出していただければ、取り組むことは可能かと考えますが、議論をお願いできればと思います。

米澤委員：この報告書の前提にも関わることだと思いますが、この在り方検討会議が何であるかということと関わってくると思います。私の理解では、最初の案にもあったのですが、神奈川県の教育を考える調査会の最終まとめを受けて、この検討会議を開くという認識でいました。今回の報告書では、前回もそうですがその部分が取れていて、今回その部分については非常に見えない形になっている。前提的にはそれが前提なのかという確認です。

神奈川県がめざす小中一貫教育のすがた、神奈川の教育ビジョンを基にということでしたが、神奈川の教育ビジョンのためにやるのではなくて、これに現状が十分になっていないから小中一貫校をやっつけようということではなくて、あくまでも調査会で出された意見を受けてやるということですね。その辺りが少しずれている気がします。

屋敷座長：調査会の提言を受けて、その点については、どこで一次報告を受けているかをご説明いただけますか。

遠藤委員：調査会からは、中1ギャップの解消、それぞれ効果的なことを言われ、その後は早急に少子化等の対策が必要であろうと述べられていたと思います。それにつきましては、全てこの中に網羅されてございます。あと、コミュニティの分断の懸念も触られています。委員のおっしゃるとおり、前提として調査会の報告を受けてということで、調査会の報告は確実に検討会議が行われる一つのきっかけになっているところでございます。ただ、それが全てであるかどうかは、今、半年以上続けてきたというところで、それも踏まえながら検討いただいていると捉えています。

屋敷座長：調査会をまとめてという文言はどこかに入っていましたか。

遠藤委員：この中には入っていないと思います。

屋敷座長：小中一貫教育の在り方を考える一つの契機になったことは間違いのないのですが、調査

会という言葉を出すかどうかですが、何かご意見ございますか。米澤委員、何かございますか。
米澤委員：文言を出すかどうかということですが、その前に、神奈川教育ビジョンというのが、このめざす小中一貫教育のすがたのところに突然出てくる。課題のところには一つも出ていない。この検討会では、課題に対して小中一貫教育校を進めていこうということでの議論なのですが、この課題と神奈川教育ビジョンがどういう繋がりがあるのか伺いたい。

遠藤委員：課題を捉えて小中一貫教育校を行っていく。それを行う中で、最終的な、めざす小中一貫教育校で行われている理想的なすがたということでこれを書いているということでございます。ですので、これが全部できて、神奈川としてめざす小中一貫教育校ではなく、これをめざしながら取り組んでいただきたいという理想系のすがたを示している。課題についての対応については、他のところでそれぞれ作ってございます。

田中委員：小中一貫教育の検討を始めたのは神奈川の教育を考える調査会のまとめに基づいています。調査会自体は、高校教育、特別支援教育、義務教育など様々な議論がありましたが、義務教育の中ではこれが大きな課題ということで、調査会のまとめに位置づけられました。ただ、この報告書の作りだと、入れるところが非常に難しいと思います。最初のところに国の動向はありますが、県の動向はない。県の動向があれば、まずこれを入れるのではないかと思います。県のところは課題になってしまっているので、少し入れにくいと思います。いずれにしても、調査会のまとめで、神奈川の大きな課題の一つとして小中一貫が位置づけられました。

教育ビジョンのお話がありましたが、小中一貫教育についても、最終的には教育ビジョンの教育目標に沿っていかなければいけないという大きな目標の部分で考えていくということだと思います。ビジョンに基づいた課題がということではなく、結果としてビジョンの推進になるという位置づけになるのだと思います。

屋敷座長：田中委員ありがとうございました。確かに、この検討会議の経緯についての記述がないので、この辺りを最終報告の中で、全体をまとめると。その中で国の動向と書いてありますが、小中一貫教育に関わる項目の前に説明を検討会議がどういうふうな経緯で立ち上がったのか、ということも含めて入れるというのが自然の流れではないかと思っておりますので、最終報告の中で、そこを含めて、場合によっては終わりにということも、最終報告に入れることも考えられますが。その辺で対応するということがいかがでしょうか。

作業部会のほうでその辺について何か議論はございましたか。

遠藤委員：特に議論はございませんでした。

屋敷座長：これは、教育長に一次報告をお渡しするときに何か文章のようなものは別途あるのでしょうか。報告だけをお渡しすることになるのでしょうか。

事務局：報告の他には、概要をお付けする予定になっていますが、その概要のところ、今までの議論の経緯を記載することは可能だと思いますので、今、米澤委員がおっしゃった部分の記載のほうを追加していくことは可能かと思えます。

屋敷座長：皆様のご意見はいかがでしょうか。最終報告の中で検討会議の経緯を含めてまとめていくのか、それとも、一次報告の中で報告本体ではなく、別にふれていくのか。

ひとつは、一次報告の中でそのことについて言われなくても、体裁として問題ないということでしたら、最終報告の中で示させていただくということも考えていますが。事務局の

方で、特にそれでは困るということがございましたら。

遠藤委員：事務局のほうとしては、今の座長の方式でいいと思います。皆様のご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

屋敷座長：いかがでしょうか。米澤委員いかがでしょうか。

米澤委員：文言を入れるかどうかを言いたかったわけではなく、先ほどの意見、モデル校選定の考え方に関して意見を述べさせていただいたわけですが、どういう形にするかはわかりませんが、モデル校選定の考え方を見たところでは、どういうふうなものが設定されているかわからない。本当に地域にお任せという感じに受け取れます。もう少し県としてのきちっとした考えを出してもいいのではないかという意見です。

というのは、先ほどの調査会の最終まとめの小中一貫教育校導入の検討の第1番目に、地域の実状を踏まえた適正な学校規模とする、学校の統廃合、通学地域の見直しというのが書いてある。大きな枠組で、小中一貫教育校を考えていこうという提案でしたので、それを受けてのことだと、1学校、1地区の問題として考えるのではなく、全体としてどう考えるか、そこが大切なのではないかということが言いたかったのです。

屋敷座長：ありがとうございます。地域全体、自治体全体の学校規模、配置の問題として、そのモデル校の選定について入れられないかというご意見だろうと思いますが、ここをずっと読んでおりますと、その辺も含んで最終的には選定するという考え方もありますし、そこにはっきり考え方を入れて、実態全体の学校の配置等を考えて、検討しているということの特に対象とするようなことも考えられるという文言を入れるかどうか。もう少し、選定の時の絞込みの条件をつけるというようなご意見だろうと思いますが、何か、それに関してご意見はございますか。当然のことながら、今の配置規模の問題は選定のときには重要な根底になると思いますので、指定の時には検討されるのであろうと思いますし、重要な項目になると思うのですが、その辺のことも含めてここで更に突っ込んでいく必要があるでしょうか。いかがでしょうか。

米澤委員：ここでの記述の問題もありますが、最終報告もありますので、記述自体についてはよく検討していくということだと思います。考え方として、今後の小中一貫教育校のモデル校の導入に関しての展望をお聞かせいただきたい。

遠藤委員：今後の展望ですが、神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方の一報告として確定していただきます。この後、座長のほうから教育長のほうに手渡し、それを受けて教育委員会としてどのように考えるかを明らかにしながら、一次報告を持って、市町村教育委員会のほうにまず説明をして、その後、調査をかけて、手をあげる市町村があれば調整をしていくといふような形を考えています。これについては、県として小中一貫教育校は設置するといのはありますが、やはり市町村教育委員会それぞれ地域を持っており、地域の実情もございます。地域住民のお考えもございます。こちらが示したものがその通りになるとは中々、説明をしながら、調整をしながらになると思いますが、この一次報告を持って、教育委員会のほうで受けさせていただいて、県としての考え方を明らかにし、市町村へお示していくという流れでございます。

屋敷座長：ということでありますが、よろしいでしょうか。更に意見等ありましたらよろしくお願いたします。

米澤委員：最初に話したことでありますが、今、これを考えていくということは、10年後だけではなく、20年後、30年後についてもどうなのかを考えた上での検討会議の最初のスタートだと思いますので、来年、再来年だけではなく、その先を見通したものをやはり考えていく事が大事だと思います。

屋敷座長：ありがとうございました。それではそのような今いただきましたご意見を踏まえまして、最終報告のほうでしっかり長期的な視点というものを加味するという方向で調整できないかと思います。

先ほど、金子委員からご指摘がありましたように、県として学校の規模や配置をどう考えるかという問題等も関わることでございますので、今後、そのあたりの整理をさせていただくという方向でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まずはモデル校を作っただいて、これまで議論してきたことを検証していただくということになると思います。モデル校選定の考え方についてはこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日色々修正意見もいただいております。これにつきましては、今日の議論を踏まえまして、しっかり私のほうで検討させていただき、事務局と相談して、最終的なものを考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、今後の予定について、遠藤委員、お願いします。

遠藤委員：ありがとうございました。では、本日いただきました御意見の中で、会議の席上で座長に一任いただいた御意見につきましては、座長と事務局で協議をして修正をしていきたいと思っております。修正点について、確認をしたいと思っております。

1ページ～3ページについては特になし。4ページの上の部分、スマートフォンのところにつきまして、現状のところ、地域の要因、社会の要因、というものを入れたらどうだろうか、という御意見があり、座長に一任となったかと思っております。5ページ～7ページ、なし。8ページの図13につきましては、小学校は6学級以下、中学校は3学級以下というところを帯グラフに入れこんでいく、ということによろしいでしょうか。9ページはなし。10ページにつきましては、地域社会について、小中連携教育の取組のアンケートの中の、自由記述の中にあれば付け加える。11ページの国際化や情報化の進展への対応ですが、その後の16ページの記述と重なる部分がありますが、どういたしましょうか。

屋敷座長：16ページの記述で対応ができていると考えますが、西野委員、いかがですか。

西野委員：16ページで対応が書かれているということですね。

屋敷座長：はい。そういうことによろしいかと思っております。

遠藤委員：では、11ページはなし。12ページのエのところですが。

屋敷座長：12ページのウ、自尊感情のところ、西野委員からの御意見がありました。これは17ページで対応できているということによいと思っております。

遠藤委員：それでは、エ、地域や家庭の教育力への対応について、支援ばかりではなく、少し書き方を変えたらどうか、という御意見がありました。これは、座長と相談するということによいでしょうか。次、13ページはなし。14ページでは、香山委員から、地域貢献、社会貢献というお話が出ましたが、これについては後ろでふれておりますので、これについては、このま

まいくということでもよろしいでしょうか。15 ページ～18 ページまでなし。19 ページの転出入への対応、これは、文言整理と言うことで、「転入した児童・生徒や保護者から状況を聞き取り、家庭と連携しつつ、きめ細かく対応する」というかたちでよいでしょうか。20 ページは、教職員の負担感のところ、この書き方を座長と協議していくということでもよろしいでしょうか。あと2行目のところは、「新しいシステムに対応することが求められている」となります。21 ページにつきましては、議論がありました。これでということでも御確認よろしいでしょうか。最後、22 ページについては、御議論ございまして、最終報告で書き入れていく、ということがありました。一次報告としては、これでということでもよろしいでしょうか。

屋敷座長：今、遠藤委員から修正箇所の確認がありました。私の方に一任いただきましたことについて、この方向でまとめていきたいと思えます。

遠藤委員：ありがとうございました。また、議論の中にもありました国の動きがはっきりしてきたところで、文言を修正する必要がある可能性もございしますが、その際は、またこの検討会で改めてご意見を伺うということになるかと思えます。今申し上げたことを踏まえて、一次報告として整理いたしまして、教育委員会に報告したいと思えますが、よろしいでしょうか。

屋敷座長：そういうことで、私のほうに一任がありました分と、修正箇所を併せまして、最終的に取りまとめて教育委員会に報告したいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続けて、遠藤委員よろしくお願ひいたします。

遠藤委員：それでは、一次報告案の目次をご覧ください。来年の本検討会議は引き続き開催いたしまして、波線の下の方、モデル校選定のプロセス、モデル校への支援の在り方、必要な教員研修の整理、教員免許の在り方、国への要望と検討を進めることとなります。9月までに最終報告という形で取りまとめていく予定ですので、ご承知置きください。また、本日行いました議論も、この後この中に入っていくことになると思えますので、よろしくお願ひいたします。

屋敷座長：遠藤委員ありがとうございました。

先ほど、中教審につきましては答申が出て、これから具体的な検討が進められていくわけですが、法律改正を経て平成 28 年度から、この小中一貫教育が全国的に大きく動き出すだろうと思えます。これから国の施策の対応というのも色々出てくると思えますので、注意深く見守りながら、次の最終報告の取りまとめを進めていく必要があると思えます。そういうことで、委員の皆様も国の動向についてはご注視いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

時間となりましたので、本日の協議はこれまでとします。委員の皆様、熱心なご協議ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

司会：屋敷座長、委員の皆様、長時間に及ぶご議論ありがとうございました。来年度、また4月に第5回の検討会議を開催したいと考えております。異動等あるかもしれませんが、4月に入りましたら早々に委員をお受けいただけるか、確認したいと思えますので、その節はよろしくお願ひいたします。

最後に、閉会の挨拶を支援部長 吉野より申し上げます。

吉野支援部長：皆様、本日は長時間にわたりまして、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。事務局のほうからもありましたが、これから座長を中心に一次報告をまとめさせていただきまして、教育委員会にかけ、そしてまた市町村のほうに話をしていくといった形になると思います。本年度の検討会議は本日で終了となりますが委員の皆様方には9月まで引き続き委員をお願いすることになります。本年度4回のご出席、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。そして、今後ともよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

司会：それでは以上をもちまして、小中一貫教育校の在り方検討会議第4回を閉会いたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。（終了）